

「第3次徳島県肝炎対策推進計画（原案）」の概要について

1 計画改定の趣旨

肝炎対策基本法に基づき、国の基本指針及び本県の現状を踏まえた総合的な肝炎対策を実施するため、本計画を改定する。

2 計画期間

令和6年度から令和11年度まで（6年間）

※3年目で中間見直しを行う。

3 基本理念

④肝炎患者等が早期に診断され、安心して適切な肝炎医療を受けられる社会の構築により、「肝炎の完全な克服」を目指す。

4 施策の柱及び取組方針

(1) 肝炎の予防のための施策の推進

- ・正しい知識の更なる普及と新規感染予防の推進
- ・④肝炎患者等に対する人権の尊重

(2) 肝炎ウイルス検査の受検促進

- ・検査体制の整備
- ・受検勧奨の促進

(3) 肝疾患医療体制の確保

- ・肝炎ウイルス陽性者フォローアップ体制の整備・推進
- ・診療体制の整備

(4) ④肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成

- ・④肝炎医療コーディネーターの育成と活躍促進
- ・④肝疾患専門医療機関の治療水準の向上

(5) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化・充実

- ・適正な受診の促進と治療に対する支援
- ・肝炎患者等やその家族等への相談体制の充実
- ・就労支援の環境整備